

成田都市計画地区計画の決定(成田市決定)

東町・花崎町地区地区計画を次のように決定する。

1 地区計画の方針

名 称		東町・花崎町地区地区計画	
位 置		成田市東町, 花崎町の各一部の区域	
面 積		約2. 1ha	
地区計画の目標		<p>本地区は, JR 成田駅及び京成成田駅の東約 0.7km, 国道51号に隣接する地区である。</p> <p>また, 本地区は, 大型商業施設が立地していた地区であり, 本市の商業拠点地区の一角を担ってきた地区である。</p> <p>本地区計画は, これらの状況を勘案し, 本市の中心市街地としてふさわしい土地利用を図るため, 大型商業施設を誘致し, 広域的な集客能力や都市的サービス機能の推進を図るとともに, 成田山新勝寺周辺地区との人の交流を促し, 中心市街地全体の活性化に繋げることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>国道51号に隣接した一団の貴重な土地であることを活かし大型商業施設を誘致することにより, 賑わいと魅力ある商業拠点地区の形成を図る。</p>	
	公共施設の整備方針	<p>新たに誘導する大型商業施設による発生交通や地区周辺の通過交通から, 歩行者等の安全を確保するために歩行者用通路を整備する。また, 周辺の住環境との調和を図るよう緑地を配置する。</p>	
	建築物等の整備の方針	<p>中心市街地として地区の活力のある商業業務環境を育成し, 調和のとれた都市環境を創出するために, 商業拠点にふさわしい建物用途への誘導と制限, 建築物の敷地面積の最低限度, 壁面の位置の制限, 形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限について規制誘導を行う。</p>	
面 積		約1. 6ha	
開発整備促進区	土地利用の基本方針		<p>魅力ある商業・業務拠点を形成するため, 土地利用の基本方針を以下のよう定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な集客能力をもった大型商業施設の立地を図る。 ・大型商業施設の発生交通量に対し十分な入庫能力をもつ駐車場を確保する。 ・区域内に歩行者用通路を整備し, 歩行者の安全性と利便性を確保するとともに幹線道路機能向上を図る。 ・敷地周囲及び駐車場内に緑地を配置する。
	主要な公共施設の配置及び規模(以下「2号施設」という)	公共空地	歩行者用通路(幅員2m, 延長126m)
		緑地	8箇所(531㎡)

2 地区整備計画

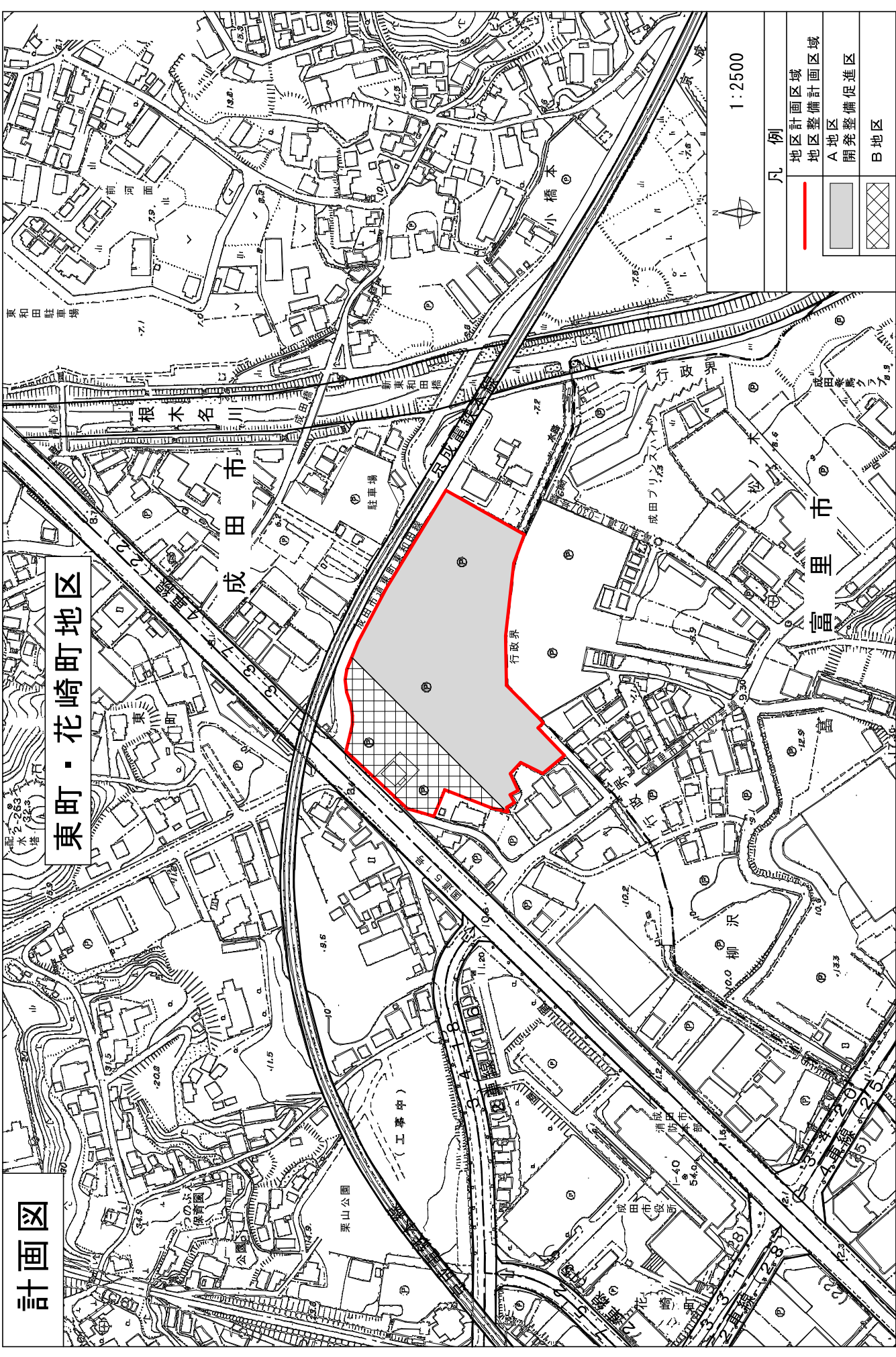
地 区 整 備 計 画	地区の名称	A地区 (第二種住居地域・開発整備促進区)	B地区 (準工業地域)	
	地区の面積	約1.6ha	約0.5ha	
	地区施設の配置及び規模	—	歩行者用通路(幅員2m, 延長68m) 緑地 5箇所(289㎡)	
	建築物等に 関する 事項	建築物等の 用途の制限	次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。ただし、市長が公益上必要と認めたものはこの限りではない。 1) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの 2) 次に掲げる用途で、前号の建築物内に併設されるもの。 ①事務所 ②学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 ③診療所、マッサージ治療業その他施術所、調剤薬局 ④食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの ⑤美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房 ⑥動物病院、犬猫診療所、ペット美容室 ⑦原動機を使用する工場で作業場の床面積が50平方メートル内のもの ⑧畜舎 3) 前1号の建築物に附属するもの	
		建築物の敷地面積の最低限度	500㎡	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は3メートル以上、道路境界線までの距離は5メートル以上とする。	
		建築物等の高さの最高限度	建築物等の高さの最高限度は25メートルとする。	
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱、屋外広告物その他これらに類するもので屋外から望見できる部分は、周囲の都市景観との調和に配慮した色調及びデザインとする。ただし、屋外広告物を掲出する場合には、その屋外広告物の上端は地上から25メートル以下とする。	
		かき又はさくの構造の制限	道路境界線に面してかき又はさくを設置するときは、透視可能なフェンスとする。ただし、高さが0.6メートル以下の基礎等あるいは門柱、門の袖等にあつてはこの限りではない。	
		劇場、店舗、飲食店等その他これらに類する用途のうち、誘導すべき用途	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの	—
	誘導すべき用途に供する特定大規模建築物の敷地として利用すべき土地の区域	成田市花崎町、東町の各一部の区域	—	

区域、地区整備計画区域、地区の区分、開発整備促進区、2号施設及び地区施設の配置並びに壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。

理由：本市のまちづくりの方針や当該地区の特性等を踏まえ、緑地及び歩行者動線の確保、商業・サービス施設の誘導など、良好な市街地形成を図るため、地区計画を決定する。




計画図

東町・花崎町地区



1:2500

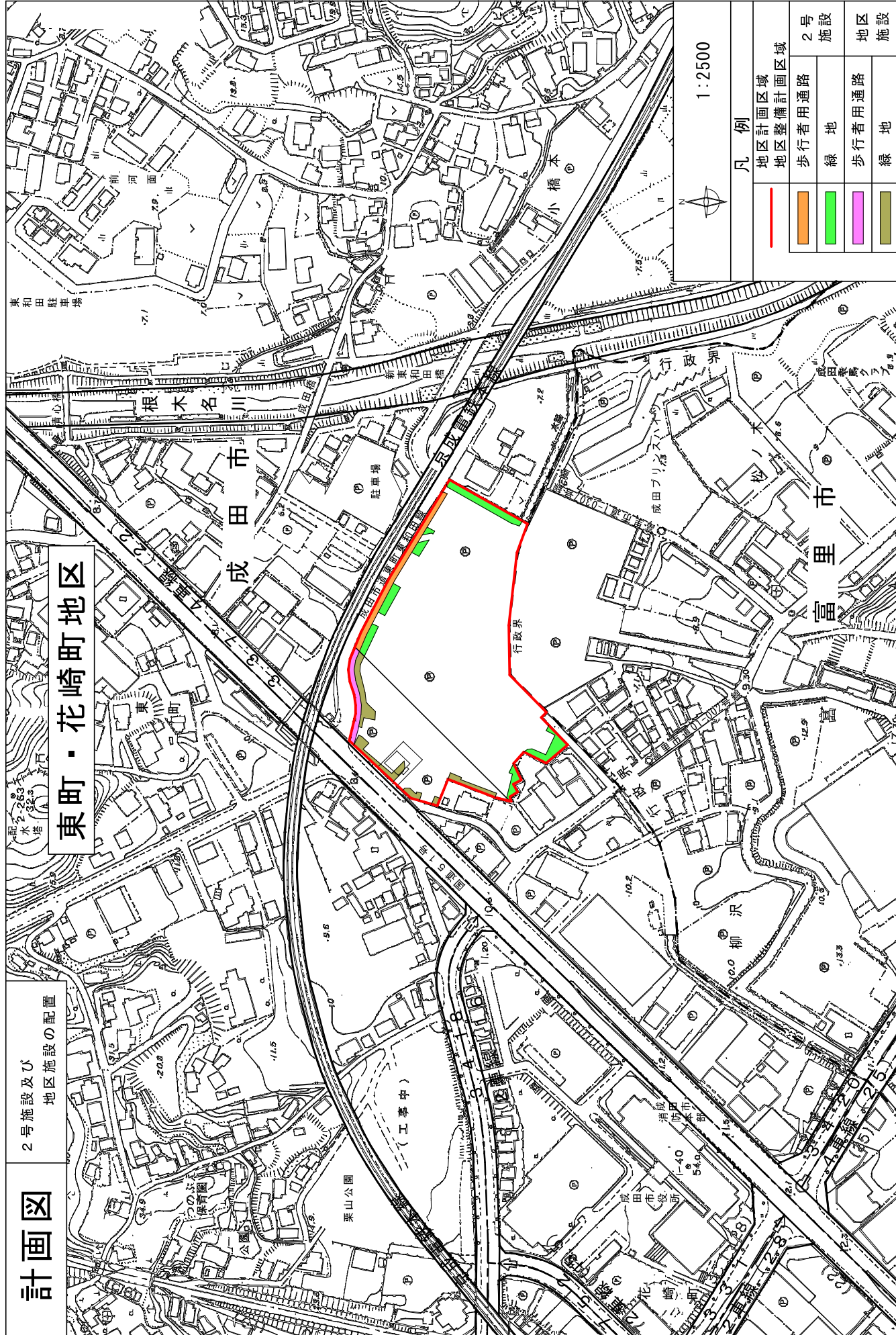
凡例

	地区計画区域
	地区整備計画区域
	A地区 開発整備促進区
	B地区

計画図

2号施設及び
地区施設の配置

東町・花崎町地区



1:2500



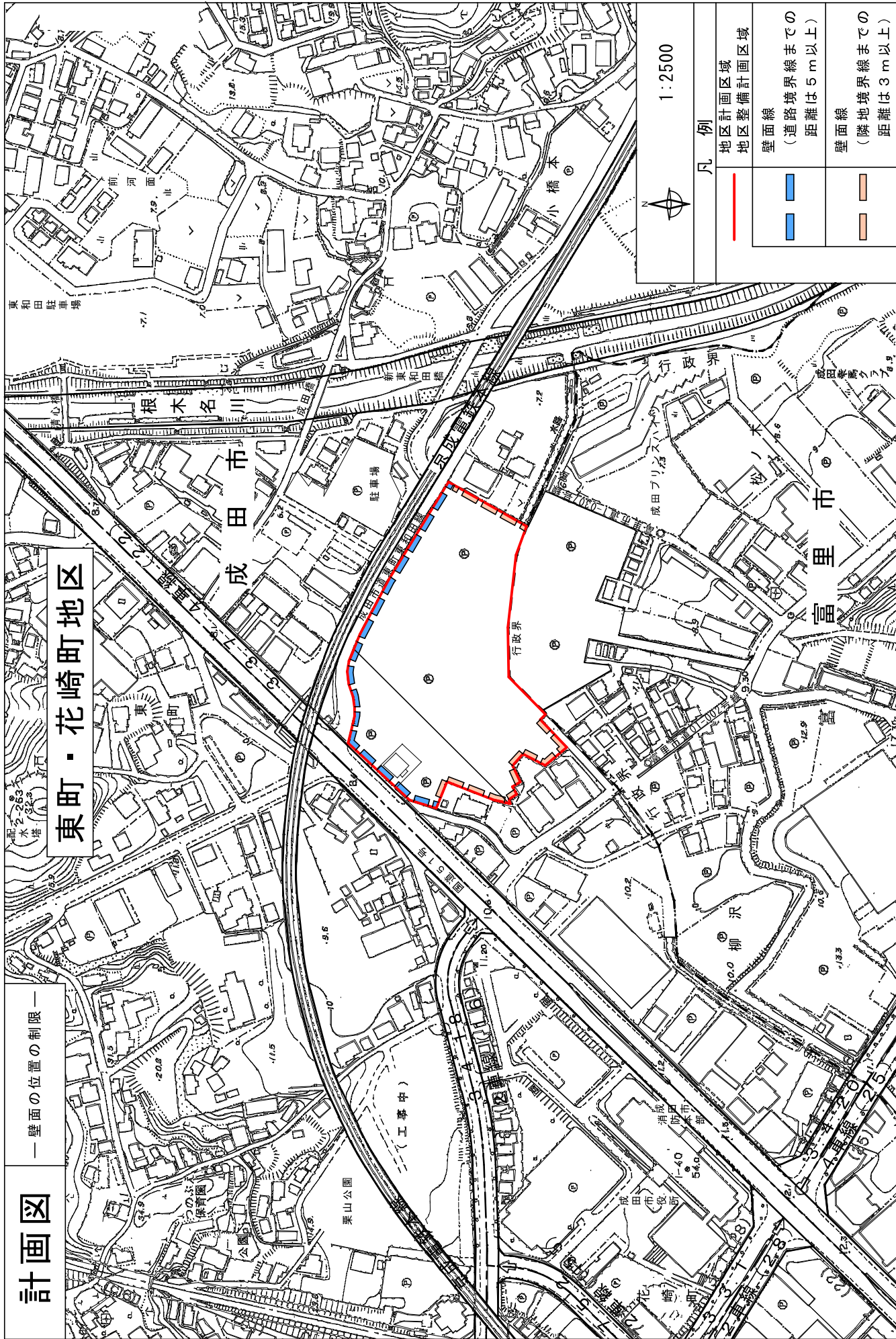
凡例

	地区計画区域
	2号施設
	緑地
	歩行者用通路
	緑地

計画図





— 壁面の位置の制限 —

東町・花崎町地区



1:2500

凡例

	地区計画区域
	地区整備計画区域
	壁面線 (道路境界線までの 距離は5 m以上)
	壁面線 (隣地境界線までの 距離は3 m以上)